建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG (第4回)

日時:2024(令和6)年3月12日(火)

13:30~15:30

場所:WEB 会議形式

議事次第

- 1. 開会
- 2. 議事
 - (1) 前回WGでの主な意見と対応方針(案)
 - (2) 建築物のバリアフリー基準の見直し(案)
 - (3) 意見交換
- 3. その他
- 4. 閉会

【配布資料】

資料1 建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG委員名簿

資料2 第3 回WGでの主な意見と対応方針(案)一覧

資料3建築物のバリアフリー基準の見直し(案)

参考資料1 建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG(第3回)議事録

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG 委員名簿

【学識経験者】

髙橋 儀平	東洋大学	名誉教授【座長】
佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科	教授
菅原 麻衣子	東洋大学 福祉社会デザイン学部 人間環境デザイン学科	教授
松田 雄二	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻	准教授
布田 健	国立研究開発法人 建築研究所	研究専門役
【障害者・高齢者	首団体】50音順	
浅香 博文	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	理事
岩﨑 満男	一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会	理事
大濱 眞	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	代表理事
佐藤 聡	特定非営利活動法人 DPI日本会議	事務局長
【事業者団体】50	0 音順	
中原 修	一般社団法人 日本ビルヂング協会連合会	政策委員
森島 大登	一般社団法人 不動産協会	
村上 哲也	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	参与
田中 正巳	日本チェーンストア協会	常務理事
善本 信之	一般社団法人 全日本駐車協会	専務理事
【劇場等関係団体	】 50 音順	
野口 彰	全国興行生活衛生同業組合連合会	事務局長
間瀬 勝一	公益社団法人 全国公立文化施設協会	名誉アドバイザー
【建築関係団体】	50 音順	
磯永 聖次	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	
海野 裕彦	一般社団法人 日本建設業連合会 建築本部 建築設計委員会 設計企画部会副部会長 兼 建築本部 建築設計委員会 設計企画部会 制度・資格・教育専	『門部会 主査
木野内 剛	公益社団法人 日本建築家協会	
本多 健	公益社団法人 日本建築士会連合会	
【地方公共団体】		
江藤 元治	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理
亀元 靖彦	大阪府都市整備部住宅建築局建築環境課 住環境推進グルー	
中村 奈美	横浜市 建築局 建築企画課	担当係長
木原 佑希子	日本建築行政会議(JCBA)防災部会バリアフリー分科会主	査(神奈川県県土整備局)

【事務局】

国交省住宅局参事官(建築企画担当)付 株式会社 市浦ハウジング&プランニング 一般財団法人 国土技術研究センター

第4回検討WG資料 資料2

■第3回WG での主な意見と対応方針(案)一覧

No.	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
	義務基準は、下記のようにすべき。	車椅子使用者 用便房	数 (義務基準)	
1	① 便所が2箇所以上ある階には、1以上の車椅子使用者用便房を設置する。さらに建物全体として便所のある箇所数の2分の1以上に設置し、かつ、2層以上の上下移動を生じさせない。② スペースがない場合は、車椅子使用者用便房を設置して、一般の人も利用できるようにする。	車椅子使用者 用便房	数 (義務 <u>基</u> 準)	
2	1フロアが広くても1つしか車椅子使用者用便 房を設けない「義務基準」の案になっており、そ れでは当事者としては利用しづらい。1フロア が広い場合には車椅子使用者用便房を複数整 備する基準にしてほしい。	車椅子使用者 用便房	数 (義務基 準)	いただいたご意見を踏まえ修正した基準見直し案を、本検討WGの資料3でお示しします。
0	1フロアの面積が大きい郊外型の施設や1フロアが1,000㎡未満の施設では、各階に一般の便所は何か所くらいあるのか、例を複数示して	車椅子使用者 用便房	数 (義務基 準)	
3	ほしい。便所利用に関する健常者と障害者の格差を是正するために、整備実態を踏まえた上で 義務基準を検討すべき。	車椅子使用者 用便房	数 (義務基 準)	
4	誘導基準は、「便所のある箇所に2以上」とできないか。	車椅子使用者 用便房	数 (誘導基準)	

No.	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
5	誘導基準の見直し案(便所のある箇所に1以上)では、男女の便所の位置が離れているなど便所の数え方が複雑になるケースや、複合用途の建築物での判断が難しくなるケースがあるのでは。	車椅子使用者 用便房	数 (誘導基準)	「便所のある箇所」の考え方とイメージ 等を建築設計標準に示す方針とし、そ の周知を図ります。
6	誘導基準の見直し案について、「便所のある箇 所」の考え方を明確にすべき。	車椅子使用者 用便房	数 (誘導基準)	
7	「便所のある箇所に1以上」では、1つの便所に 多数の便房を設置する計画においては、総便房 数に対する車椅子使用者用便房数が極めて少 なるケースがあり得るので、誘導基準は現行の 基準の方がよいのではないか。	車椅子使用者 用便房	数 (誘導 <u>基</u> 準)	現行の誘導基準※では、当該階の便房数が50以下の場合、必要な車椅子使用者便房の数は1以上となります。1つの便所に50を超える数の便房を計画することは一般的な建築物においては考えにくく、「便所のある箇所に1以上」の方が厳しい基準になることが想定されます。 ※ 便房総数200以下:1/50以上、200超:1/100+2以上
8	見直し後の義務基準を満たさない既存建築物は、すぐに改修して対応する必要はあるか。対応できない場合は法的にどのような取扱いとなるか。	車椅子使用者 用便房	その他	既存建築物については床面積2,000 ㎡以上の増改築又は用途変更した場合 に当該部分の基準への適合義務はあり
9	義務基準(案)は、増改築や用途変更の場合、当該増築もしくは改築または用途の変更に係る部分の床面積または階数について適用されるという理解で良いか。	車椅子使用者 用便房	その他	ますが、当該部分以外の既存部分に基準が遡及されることはありません。ただし、既存建築物に対しては基準適合の努力義務が課せられているため、計画的な改修が望まれます。

No.	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
10	車椅子使用者用駐車施設の舗装の色を青色とすることを全国的に周知すべき。	車椅子使用者用駐車施設	構造(仕様)	建築設計標準において、「一般スペースと区別がつきやすくし、また不適正利用の抑止を図るために、表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマークとする等、目立つものとすることが望ましい。」と記述し、さらに塗装や標識に係る配慮などを記述する方針とし、その周知を図ります。
11	優先駐車区画の設置が普及すれば、高齢者・障害者が利用できる駐車区画が増えることも勘案し、車椅子使用者用駐車施設の割合の議論をすると、政策としての整合性がとれるのではないか。	車椅子使用者用駐車施設	その他	利用対象者の明確化には地域の実情や施設の利用状況等が関連することから、義務基準に定めることはせず、建築設計標準において、「車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン(R5.3 国土交通省総合政策局)」を踏まえて記述する方針とし、その周知を図ります。

3/5 **通しP.5**

No.	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応·回答
12	構造(サイトラインの確保・前面の手すり高さ・ 同伴者を隣接して配置)と分散配置を、設置割 合とセットで義務基準とすべき。	車椅子使用者 用客席	構造∙配置	
13	基準見直し案で問題ない。もし、義務基準に設置数以外の基準を設ける場合には、都会と地方とでは経済基盤に違いがあることから、特に地方都市の施設に過度な負担とならないよう考慮していただきたい。	車椅子使用者 用客席	構造·配置	
14	映画館など観客が立ち上がらない施設もある ことから、サイトラインの確保を基準化する場合 には、適合義務とする施設とそうでない施設に 分類すればよいのでは。	車椅子使用者 用客席	構造 (サイトライン)	
15	確認審査の効率性・実効性の観点から、サイト ラインの確保を義務基準とすることは困難。	車椅子使用者 用客席	構造 (サイトライン)	いただいたご意見を踏まえ修正した基準見直し案とご意見への対応方針案 を、本検討WGの資料3でお示ししま
16	サイトライン検討の視焦点は演目によって変わるのでは。この点についてもっと議論が必要。	車椅子使用者 用客席	構造 (サイトライン)	ਾ ਹੈ 。
17	サイトラインの確保については、各施設の特性 に合わせ設計やソフト対応で考えるべき。	車椅子使用者 用客席	構造 (サイトライン)	
18	前面の手すり高さについては、歩行者の安全性 確保(転落防止)の観点も必要ではないか。	車椅子使用者 用客席	構造 (サイトライン)	
19	サイトラインの確保に替わる手段として、車椅子使用者用客席と前方の席との高低差を仕様 規定として義務基準に定めることも考えられるが、一律の高さを基準として設定することは難 しい。ただ、目安を示すことは有効ではないか。	車椅子使用者 用客席	構造 (サイトライン)	

4/5 **通しP.6**

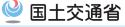
No.	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
20	分散配置については、ハードで対応できるとよ いがソフト面で対応できることもあるのではな いか。	車椅子使用者 用客席	配置	いただいたご意見を踏まえ修正した基準見直し案とご意見への対応方針案 を、本検討WGの資料3でお示しします。
21	家族席、個室、VIPルーム等も、車椅子使用者 が利用できるようにしていただきたい。	車椅子使用者 用客席	配置	車椅子使用者による多様な観覧環境の整備が促進されるよう、建築設計標準において、「区画された観覧室では、車椅子使用者の利用にも配慮することが望まれる。」と記述する方針とし、その周知を図ります。

第4回検討WG資料 資料3

建築物のバリアフリー基準の見直しの方向性



車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し案



バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便房の設置数について、<u>原則、各階に1箇所以上を設置する</u>よう 見直しを行う。

義務基準

現行

・ 建築物に1箇所以上を設ける。

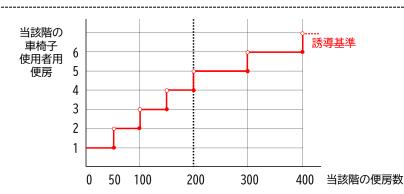
見直し案

- <標準的な建築物>
- ・ 各階に1箇所以上※設ける。
- <小規模階を有する建築物>(床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合)
- ・ 小規模階の床面積の合計が1,000mに達する毎に1箇所以上※設ける。
- <大規模階を有する建築物> (床面積10,000㎡を超える階 (大規模階) を有する場合) 階の床面積が
- · 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上を設ける。
- ・ 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加する。
 - ※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする。

誘導基準

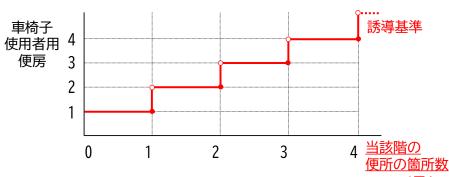
現行

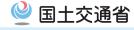
- 各階に1箇所以上を設ける。
- ・ 階の便房数が200箇所以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 階の便房数が201箇所以上の場合、1%+2箇所以上を設ける。



見直し案

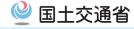
・ 便所のある箇所に1箇所以上を設ける。





(1)「小規模階を有する建築物」に該当する場合

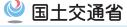
	ケース①	ケース②	ケース③	
便所のある階の イメージ	400~599.8㎡/階	600~799.8㎡/階	800~999.8㎡/階 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
階数	地上5階	地上5階	地上5階	
延べ床面積	2,000~2,999㎡	3, 000∼3, 999㎡	4, 000∼4, 999㎡	
便所のある階の数 5		5	5	
建築物に設置する 車椅子使用者用便房 の数	2	3	4	



(2) 「大規模階を有する建築物」に該当する場合

	ケース④	ケース⑤	ケース⑥	
便所のある階の イメージ	30,000㎡/階	50,000㎡/階	70,000㎡/階	
階数	地上3階	地上3階	地上3階	
延べ床面積	90,000㎡	150, 000㎡	210, 000㎡	
当該階の便所の数	3	4	4	
当該階に設置する 車椅子使用者用便房 の数	2	3	4	

車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し案

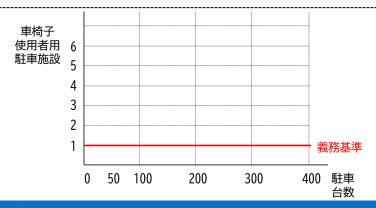


バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、<u>駐車台数に対する割合で定める</u>よう 見直しを行う。

義務基準

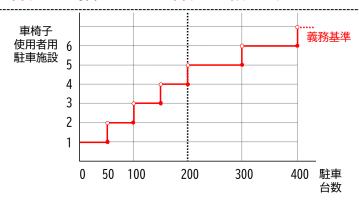
現行

1台以上を設ける。



見直し案

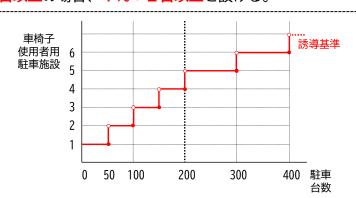
- · 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- · 201台以上の場合、1%+2台以上を設ける。



誘導基準

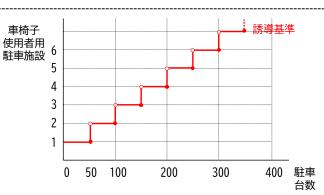
現行

- ・ 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201台以上の場合、1%+2台以上を設ける。

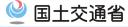


見直し案

· 2%以上を設ける。



車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の見直し案

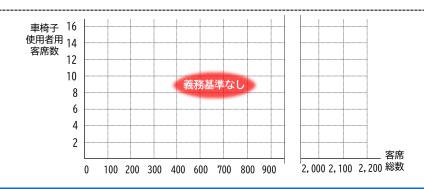


バリアフリー法の政令改正(条文新設)により、車椅子使用者用客席の設置数について、<mark>客席の総数に対する割合で</mark> 定めるよう見直しを行う。

義務基準

現行

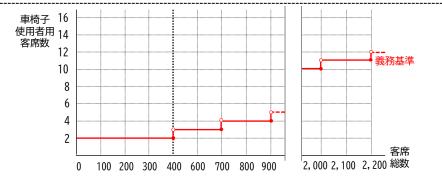
基準なし



見直し案

- ・400席以下の場合、2席以上を設ける。
- ·401席以上の場合、0.5%以上を設ける。

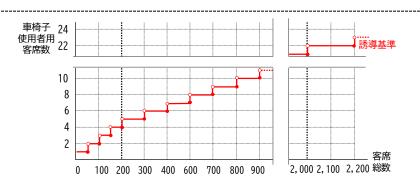
※ 構造に係る基準(幅90cm以上、奥行135cm以上等)も定める。



誘導基準

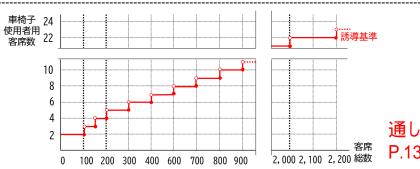
現行

- ・ 200席以下の場合、2%以上を設ける。
- · 201~2,000席の場合、1%+2席以上を設ける。
- · 2,001席以上の場合、0.75% + 7席以上を設ける。

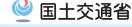


見直し案

- ・100席以下の場合、2席以上を設ける。
- ·100~200席の場合、2%以上を設ける。
- ·201~2,000席の場合、1%+2席以上を設ける。
- ·2.001席以上の場合、0.75%+7席以上を設ける。



各施設の設置数に係る基準の見直し案に対する主な意見への対応方針(案)



- 「各施設の設置数に係る基準」以外の様々な意見については、まずは令和6年度に予定している「建築設計標準」 や「(仮称)当事者参画ガイドライン」に反映する。
- サイトラインの確保等客席に係るその他の事項については、上記に加え、令和6年度以降も継続して、①現状の把握(海外制度含む)、②技術的検討、③実効性の高い枠組みの検討(義務付けの検討含む)等を進める。

「各施設の設置数に係る基準」 以外の主な意見

<車椅子使用者用便房>

・ 誘導基準の見直し案について、便所のある箇所の数え方を明確にすべき。

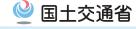
<車椅子使用者用駐車施設>

・ 車椅子使用者用駐車施設の舗装の色を青色とすることを全国的に周知すべき。

<車椅子使用者用客席>

- 構造(サイトラインの確保・前面の手すり高さ・同伴者席を隣接して設置)と分散配置を、 設置割合とセットで義務基準とすべき。
- サイトラインの確保については、各施設の特性に合わせ設計やソフト対応で考えるべき。
- サイトライン検討の視焦点は、演目によって変わるのではないか。
- ・ 確認審査の効率性・実効性の観点から、サイトラインの確保を義務基準とすることは困難。
- ・ 前面の手すり高さについては、歩行者の安全性確保(転落防止)の観点も必要ではないか。

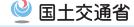
バリアフリー法に基づく容積率緩和の特例制度の拡充の検討(報告)



ソフト対応による代替措置が困難な車椅子使用者用便房の設置の一層の促進を図るために、<u>バリアフリー法第24条に</u> 基づく容積率緩和の特例制度の拡充について検討する。

<u>本ン、日頃千城和の内内内内区の近</u> について(大百) 9 0。			
	第19条特例	第24条特例	
対象建築物	特定建築物のうち所管行政庁による認定を受けた <mark>認定建築物</mark>	建築物特定施設の床面積が著しく大きい <mark>建築物</mark>	
要件	誘導基準に適合	国土交通大臣が定める基準 [※] に適合 ※ <mark>国土交通省告示第1481号(H18)に規定</mark>	
容積率算定に あたり不算入 とする部分	建築物特定施設のうち 共用部分で 通常必要となる面積からの増加分 【対象となる建築物特定施設】 廊下等、階段、傾斜路、便所、駐車場	建築物特定施設のうち 共用部分及居室内の部分で 通常必要となる面積からの増加分 【対象となる建築物特定施設】 廊下等、階段、傾斜路、便所、駐車場、ホテル、 旅館の客室(便所又は浴室等)、浴室、シャワー室	
不算入の上限	建築物の延べ面積の1割まで不算入可能	許可の範囲内	
必要な手続き	所管行政庁の <mark>認定</mark>	特定行政庁の <mark>許可</mark> ※ ※ 建築審査会の同意が必要	

容積率緩和の特例制度の拡充に向けた告示の見直し案(報告)



バリアフリー法第24条に基づく容積率緩和の特例制度の適用要件を定めた「国土交通省告示第1481号」に<u>車椅子使用者用</u> <u>便房の設置のみで特例が可能となるよう規定を追加することで車椅子使用者用便房の設置を促進する。</u>

	現行				見直し案	
特定建築物	次の基準に適合すること ・ 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する			全て 車椅	準 のいずれか に適合すること の建築物特定施設が誘導基準に適合する 分子使用者の到達可能な車椅子使用者用 ※を設ける	
		集に適合すること の全てに適合する			準 <mark>のいずれか</mark> に適合すること の建築物特定施設が誘導基準に適合する 子使用者の到達可能な車椅子使用者用	
	出入口	(略)		加		
	廊下	(略)	廊	下	(略)	
	階段	(略)	階	段	(略)	
特定建築物 以外	便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が 容易に開閉・通過できる構造である	便序	所	・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が	
	敷地内 通路 (略) <u></u> 敷地			(略)		
			・ 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用 便房※を設ける			

- ※ 車椅子使用者用便房の構造は以下の通り
 - ・ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
 - ・ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること

赤字:現行の基準に追加した箇所

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG(第3回)

議事録

■日 時 2023 (令和5) 年12月8日(金) 15:30~17:30

■場 所 WEB 会議形式

1. 開会

(座長)

- ・ 皆さん、こんにちは。年末の大変お忙しい時期に入りました。よろしくお願いします
- ・ 本日は、基準の見直しの検討WGの第3回になります。前回の第2回で示したトイレ以外も 含めて見直し提案がなされておりますので、それに基づいて議論を進めたいと思います。
- ・ 議事(1) 「前回WGでの主な意見と対応方針(案)」についてご説明を頂き、簡単な意見 交換をした後、本題の基準の見直しに移りたいと思います。それでは、事務局よりまず前回 のWGでの意見について、ご紹介をお願いします。

2. 議事

(1)前回WGでの主な意見と対応方針(案)(資料2)

以下の資料について事務局より説明

▶ 資料 2 第 2 回WGでの主な意見と対応方針(案)一覧

(座長):

- ・ 資料説明、ありがとうございました。
- ・ それでは、前回WGの意見と対応について、追加の質疑がありましたらお願いします。その 後の基準の見直し案について関係するところが非常に多いのでその場でも結構です。それで はご意見ある方、よろしくお願いします。

(委員)

・ 客席に関して、同伴者席が隣につくれない場合があるという説明が良く理解できませんでした。今回検討する義務基準は、新築と大規模改修の場合に適用するものと思いますが、新築であれば、車椅子席をつくる時に、予め同伴者が横に座れるように考えて設計すればよいと思います。それができないというのが理解できなかったので、ご説明をお願いします。

(事務局)

・ 新築の際にできないケースはほとんどないのではないか、とのご指摘はそのとおりで、具体的にどういったケースがあるのかは、面積の制約があるところに尽きるのではないかと思います。本質的なところではないかもしれないですが、同伴者席がつくれないと基準に適合しない、基準に適合していないと建築基準関係規定になるので建築することができない、ということになりますので、同伴者席を義務基準で求めるのかという議論と考えます。規定の厳しさと実運用とのバランスを考えるにあたり、同伴者席は義務基準の中に組み込まず、設計標準の中できちんと周知をしていくことでご提案させて頂いた次第です。

(座長)

・ これは私の個人的な解釈もありますが、同伴者席を義務基準に含めていくという議論はまだ 不十分だと理解しています。新規の設計時に、最初から車椅子席は幾つ、同伴者席は幾つと 決めきれるかどうか。現段階での回答として提示していますが、設計上は困難度の割合は低 いかもしれない。全体の総量との関係もあると思いますので、改めて回答できるように、事 務局にもお願いしたいと思います。

(2) 建築物のバリアフリー基準の見直し(案)(資料3)

以下の資料について事務局より説明

▶ 資料 3 建築物のバリアフリー基準の見直し(案)

(3) 意見交換

(座長)

- ・ 資料の説明をありがとうございました。これから3つの基準について議論をさせて頂きます。 各部分を大体25分ぐらいの刻みを目安にして質疑応答をしたいと思います。
- ・まず、トイレ・車椅子便房についてご意見等を頂ければと思います。

(委員)

・トイレの誘導基準で、「便所のある箇所に1以上」という見直し案が提案されていましたが、 「便所のある箇所」というのはどう理解すればいいのか。例えば男性用のトイレと女性用の トイレが離れて整備されているようなときに、それぞれを箇所として考えると、それぞれに 車椅子使用者用便房をつくらなければいけないのか、その辺の解釈の仕方を教えて頂ければ と思います。

(委員)

- ・ 最初にどういう視点で考えるかというところから意見を述べさせて頂きます。障害者権利条 約では「他の者との平等」という考え方がベースとなります。これは障害者だけに特別な権 利を与えるというものではなくて、健常者が得ている権利と同じものを障害者にも平等に与 えるという考え方です。健常者と障害者との格差を是正するという考え方で、この考え方に 沿って今回の見直しをして頂きたいと思います。
- ・ 現状どのような問題があるかというと、デパートや商業施設はバリアフリートイレが各階にないので、トイレに行くためにはエレベーターに乗らなければならない。そのエレベーターが週末などはとても混んでいてなかなか乗れない。やっと乗って行ってもトイレが1つしかないので使用中だと待たなければいけない。車椅子使用者、あるいはベビーカーの利用者もそうですが、トイレを使うのに手間も時間も非常にかかって、建物じゅうを探して動き回らなければいけない、そういう現状があります。この現状を改善するという視点で考えて頂きたいと思います。
- ・ 私は義務基準が非常に重要だと思っています。義務基準について、今回の案は、前回より少し改善して頂きましたが、もうちょっと頑張って頂きたいというのが率直なところです。事務局の案だと郊外型のショッピングモールのような、2~3階建てで1フロアが大きいところはトイレが非常に少なくなってしまう。そう考えたときに、商業施設で1フロア670㎡ぐらいで、各フロアにバリアフリートイレが作られることになっていたと思いますが、一般のト

イレは幾つあって、それに対してバリアフリートイレは幾つなのか、その対比が重要と考えています。1フロア、例えば100㎡ぐらいで20階建てというような細いビルの場合は、1,000㎡で割るとバリアフリートイレは2か所になると思いますが、トイレに行くためにまたエレベーターに乗らなければいけない。これは他の者との平等からというと、著しく外れてしまっていると思います。

- ・トイレを一般のトイレを男女それぞれ作り、さらにバリアフリートイレを作るのは場所がないという話になりますが、それであれば、バリアフリートイレ、広いトイレを1個つくればいいと思います。それをみんなで使えばいいわけで、アメリカはそういう考え方で、小さい建物、小さいお店でもトイレが1つしかない場合は、車椅子で使える広いトイレを1個つくって、それをみんなで使うという形にしています。
- ・ 今回提示された4つのケースのそれぞれで、商業施設であれば一般のトイレは幾つあるのか、 バリアフリートイレが幾つなのか、示して頂きたいと思います。

(委員)

・ 車椅子用便房の義務基準見直し案について、「延べ床面積が10,000㎡を超える場合、上記により算定した数に1を追加した数」と示されています。10,000㎡で各階が1000㎡だと10個となり、それに1を足すと11個と計算することになるのでしょうか。1個足す根拠は何か、1というのはどういう意味を持っているのか、この部分がわかりにくいので説明を加えて頂けるとありがたいと思います。

(委員)

・確認ですが、例えば10,000㎡、7,000㎡、8,000㎡など郊外型だとワンフロアで広いところがあると思いますが、その場合でもバリアフリートイレは1つになってしまうのでしょうか。

(座長)

・ 実際には一般トイレも含めて1つということはあり得ないと思いますが、最低基準ということになりますと1フロアであれば1つとなります。

(委員)

・ それは現実的にかなり厳しいのではないかと思います。義務基準について、そのあたりはも う少し丁寧に検討して頂きたいです。広い郊外型の店舗などで1つだと、とてもではないで すが、トイレを探すことができないと思います。是非見直して頂きたいと思います。

(座長)

- ・ それでは、事務局から現時点でのお答えを頂ければと思います。
- ・ 同じフロアに複数あったとき、あるいは男女別々にあったときに、誘導基準でそれぞれの箇 所に設けるような案なのかどうか。
- ・ 一般トイレとの対比が必要ではないか。
- +1ということについての根拠は何か。
- 大きい1フロアの部分について、最低1というのは違うのではないかというご意見でした。

(事務局)

・ まず、最初にご質問頂いたトイレのある箇所について、こちらは事務局の中でも、様々なケースついて議論を行いました。男子トイレと女子トイレが隣り合っているようなケースもあれば、ちょっと離れている、もうちょっと離れているとか、いろいろなケースがあるかと思

います。仮に誘導基準として、トイレのある箇所に「1」以上という基準が、ご成案として 頂ければ、次年度以降になるかと思いますが、建築設計標準の中で、ここのイメージをきち んとお示しすることになると考えております。

- ・ 2点目の一般のトイレとの比較を示してほしいということについて、時間がかかるかもしれ ませんができる範囲で調べて、なるべく示すような方向で検討させて頂きたいと思います。
- ・ 3点目の+1の意味は何かについて、非常に大きなフロアの中で1つなのかというと、そうではないのではないか、とのご意見を頂いておりました。10,000mが大きいフロアの目安ではないかということで、「+1」とさせて頂いた。それが「+1」でなくても「+2」「+3」もあるかもしれませんが、本日の案は「+1」で示させて頂きました。「1」に何か意味があるかついては、もう一つ多くという意味になります。
- ・最後、特に平屋で10,000㎡までは「1」しかないというのは、これは基準として良くないのではないか、とのご意見でした。今回お示しをさせて頂いているのは、あくまで最低基準となります。現行は、どんな場合でも1以上のトイレをつくるという義務基準になっており、その中で、ショッピングセンターのように比較的大きなフロアがあるようなところで、トイレが本当に「1」しかないかというと、それは実態としてはたぶんそうなっていないのではないかと思います。最低基準では「1」ですが、今回誘導基準の中で、トイレがある箇所ごとに車椅子用トイレを1箇所ずつつけることができないか、それでよい方向に持っていけないかと考え今回案を示させて頂いたところです。

(座長)

・大規模、例えば10,000㎡で1フロアのときには「1」でいいのかどうか、これも中をどのように使われているか、テナントさんがどのように考えているかということもあるでしょうし、あるいは惣菜や野菜、そういうようなものを販売するところで、1,000㎡単位でトイレがあるということはまず考えにくいという感じもします。ケース・バイ・ケースかと思いますが、現状から見ると、かなり大きくても「1」で車椅子使用者用トイレがあり、一般便房があることも少なくはない。なおかつ現行の誘導的な基準を満たしているケースなどもありますので、このあたりについて、基準の考え方をどうするかについて、さらに説明できるように、事務局でも準備しておいて頂ければと思います。

(委員)

・ 1フロアで非常に広いところで一般のトイレが幾つぐらいあるのか。例えば4カ所ぐらい一般トイレがあるとすると、それぐらいの必要度があるのだと思います。一般のトイレを参考にして、その半分に車椅子使用者用便房を設置するなど、そういう基準の設け方でないと、車椅子の私たちはかなり現実的に厳しいかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

・ 例えば4,000㎡くらいのデパートをイメージ頂くと一般のトイレが2カ所ぐらいで、その箇所 ごとにないと困るということなのか、1フロアの面積が10,000㎡を超えるような、例えば 20,000㎡近いところもあったりする大型のショッピングモールのケースに対するご意見なの か、確認させて頂きたい。

(委員)

・ とあるデパートによく行きますが、そこでも健常者用のトイレが2カ所あったら、その横に

車椅子用のトイレがないと使えないのです。

(事務局)

- ・ 例えばデパートなどであれば、車椅子用のトイレが何箇所もあるというわけではなくて、今 回の基準を仮にそのデパートに当てはめると、恐らく各階にきちんとトイレがつくというこ とになるので、そんなに不自由ではないかと思います。
- ・もっと大きくなって1フロアの面積が9,990㎡もあるのに「1」というと、それはひどいではないかということはあると思います。ただ、何度も申し上げて恐縮なのですが、1個以外つくってはいけませんということでは当然なく、現状でもそういった大型のショッピングセンターはある程度対応をしているので、最低基準として「1」ということをきちんと示しておけば、皆さんにとって不都合なものは、実態問題としてつくられないのではないかと考えています。
- ・適切なお答えではないかもしれませんが、なるべくわかりやすい基準を考える中で、一番念頭に置いているのが、各階の面積が1,000㎡とか2,000㎡を超えるようなデパートの場合に、 各階にトイレがないと不自由度が高いのでないかということで、今回基準案を示させて頂いたということになります。

(座長)

- ・ 根拠を示すきちんとしたデータを現在調査している機関はないと思います。先ほどのご意見 にもありました、一般トイレがあるところにバリアフリートイレがあるかないかというのが 1つの目安になると思います。ただ、数については、どういう割合でそれを根拠とするかは 非常に微妙な部分であると感じます。
- ・ 現実的に整備されているもの、なおかつ近年のもので把握していかないとならないと思います。過去のものですと、1 しか整備されないというケースもあったと思いますが、1フロア 10,000~20,000㎡を超えていくような大型の商業系の施設やモールであれば、最低でも数カ 所設けられているケースが多いというのが現状と思います。
- ・ 法的な基準としてのつくり方をベースとした形で、事務局から案が提示されています。納得できない部分もあるかと思いますが、本日で最終結論ということではありませんので、さらに詰めていく必要があると思います。

(委員)

- ・ ご回答ありがとうございました。一般のトイレの数を調べて頂けるとのこと、ありがとうご ざいます。それがあると、建物の形に限らずイメージがしやすくなり、とても考えやすくな ると思いますので是非お願いします。
- ・ 郊外型の1フロアがとても大きいところと、デパートと両方のパターンが心配です。特に郊外型は1フロアがとても広くて、そこで1つしかないとなれば、歩き回って探さなければいけない状況になります。実態として1つではなくて大体複数あるというお話がありましたが、義務基準としては事業者に任せるのではなくて、国としてこういう方向性でいくのだということを明確に示す上で、義務基準を引き上げてつくって頂きたいと思います。

(座長)

- ありがとうございます。ご要望として受けとめておきたいと思います。
- ・ 誘導基準のトイレのある箇所についての解釈についても、さらに具体的な提案ができるよう

に進めていく必要があると思っています。

(委員)

・議論になっている10,000㎡を超える大規模な商業施設に、上記の数に「1」をという、「1」というところに、かなりこだわりがあると感じます。例えば「1以上」とするなど、受けとる側が「1」とした時に、1個でいいのだと、そのようなイメージが相手方に伝わるのはあまりよろしくないと思います。大規模なところに1個あればいいのだという受けとり方をしないような義務基準がよく、数にしても、大規模なフロアの中で、最低このぐらいの数が必要だという皆さんのコンセンサスが得られれば、そういった数にして頂きたいというのが意見です。

(座長)

- ・ それでは、2つ目の議題、駐車場関係についてご意見を頂ければと思います。
- ・ 駐車場基準について、現行の誘導基準は義務基準にすべきではないか、といったご意見、ご 要望が繰り返しなされてきたかと思いますが、それに準拠した形での義務基準が案として提 示されています。また誘導基準は少しパーセントを上乗せしています。駐車場の基準に関し て、否定的な意見だけではなく、好評価も含めて両面からご発言頂けると助かります。事業 者の方々も是非遠慮なくご発言頂ければと思います。
- ・ ご発言がありませんので、本日の段階では駐車場関係について概ねご了解頂いたとの認識を させて頂きます。
- ・ 引き続き車椅子使用者用客席の基準見直し案についてご発言頂ければと思います。よろしく お願いします。

(委員)

- ・ 駐車場の基準について、先ほど発言しようか迷ったところです。私は概ねよいと思っております。以前の調査では、実態として現状1%ぐらいだとのことでしたので、もう少し上げてもらうとうれしいと思いました。
- ・ 客席の義務基準について、規模に関わらず「2 席以上確保」というのはありがたいと思います。できれば、総数400より小さいところでの設定があるとよいと思います。400以上の0.5%については、よいと思います。
- ・ 追加意見でもお送りしたのですが、問題は、サイトラインの確保、同伴者席は隣、車椅子席 の前の手すりは80cm以下、垂直水平分散、これらの4点もセットで義務化する必要があると 思います。
- ・ まずサイトラインは非常に重要です。これは絶対必要なもので、前の人が立ってしまったら何も見えないというのが今の日本のほとんどの車椅子客席の実態です。サイトラインが確保されている席が殆どなかったのを、東京オリ・パラに向けて東京アクセシビリティガイドラインでこの考え方を導入して、国立競技場でようやく実現したわけです。これを踏まえて制度化をして頂きたい。サイトラインは重要であり、見えない席を多数つくっても意味がないため、きちんと見えるものをつくって頂きたい。サイトラインは不可欠です。
- ・ なぜ同伴者席を横にとお願いしているかについて、従来は縦に並ぶものが殆どだったのです が、障害者はそんな大きな声が出せない、あるいはスタジアムは賑やかですので声が後ろへ

なかなか届かない、体も動かせない人もいるので横にいないと介助が的確にできない、そのような意図もあって同伴者は横としています。一般的に考えて、友達と野球やサッカーを見に行くときに、縦には並びません。縦では話が盛り上がらないですから、一緒に楽しむというのは横に並んで見るものです。同伴者席は横、これも必須だと思います。

- ・前の手すりの高さについて、色々なスタジアムで手すりがちょうど目の高さにあって、視界 を遮るという問題があります。体育館、野球場、国会の傍聴席もそうでした。国会のほうは 申し入れをして改善して頂きました。このように目の高さに手すりがあることによって、車 椅子席はあるのに全然見えないというものが多数つくられているわけです。これを改善する ために、手すりは80cm以下ということも不可欠だと思います。
- ・ 車椅子席の垂直水平分散については基準としておく必要があります。国立競技場など、いろいるなところで当事者が本設計の段階から入るユニバーサルデザインワークショップが始まっていますが、最初の設計の段階で、車椅子席の場所は既に決められており、後から意見を言っても、垂直水平に分散ができません。そもそもなぜ垂直水平に分散するかというと、一般の人はいろいろな席を選んで見ることができる、選択権がある。同じように障害のある人にも選択権を提供する。そのためにいろんな場所につくるのです、という考え方です。数だけ確保すればいいのではなくて、いろいろなところから見れるように提供するということを義務基準として入れて頂きたい。サイトラインの確保、同伴者席は横、手すりは80cm以下、水平垂直分散、について必ず義務基準として頂きたい。
- これは難しいというお話もありましたけれども、アメリカをはじめ外国ではできているのに、 なぜそれが日本でできないのか。オリパラではできた、それをやったからこそいいスタジア ムができた、それをこれからの日本でしっかりと受け継いで日本全国に広げていく。そのた めに義務基準で設定して頂きたいと思います。
- ・ 今回の事務局の案に加え、上記4つの点も義務基準に加えて頂きたいと思います。

(委員)

・ 今のご意見のように、見る席の位置、垂直水平分散をきちんと決めておいていただかないと、 相変わらず前のほうに座らなくてはいけない、ずっと後ろのほうになってしまうなど、車椅 子の席はいつも変な場所に置かれていることになります。スポーツ観戦などではサイトライ ンは非常に大事だと思いますので、見直し案の義務基準に入れて頂ければと思います。

(委員)

・サイトラインの確保を義務基準に位置付けるのは、資料2の「確認審査の効率性・実効性の 観点から困難」という回答の通り難しいのではないかと思う。特に国立競技場のようにコン コース1周に車椅子席が並んでいるような施設では、サッカーの場合、陸上の場合、何かイベ ントをやる場合、様々なケースを想定してフォーカスポイントを設定して、全席についてサ イトラインが確保できているかどうかを評価して、初めて確認申請オーケーという話になら ざるを得ない。実態として難しいと思う。例えば100%サイトライン確保が保証されていると は言えないまでも、実態を調べながら、車椅子席は前席と何センチ以上の高低差を設けると いうような仕様基準とすることで、少なからず改善されるのではないかと考えており、それ であれば確認申請の評価もしやすくなるのではないか。そんな考え方が通用するのかどうか、 ご意見頂きたい。

(座長)

・ フォーカスポイントの位置は競技によってそれぞれ違うという問題提起です。また、前席と の高低差をつくるというご提案頂いた考え方について、回答頂ければと思います。

(委員)

・ベストではないですが、そういうやり方もあると思います。例えば1階と2階によって高低差がどのぐらい必要かというのは変わってくると思います。以前、甲子園球場の車椅子席の要望をしたときに、外野席は1m10cmの高低差をつけてくれとお願いして、その結果、サイトライン確保されて非常に見やすくなりました。場所によって高さに差が出てきますので、一律には設定できないと思いますが、このくらいの高さのところはどのくらいという目安の設定はありだと思います。

(座長)

- ・ その目安で、何席分をつぶすかというようなことや、総客席数や、劇場、映画館、競技場の つくり方によっても変わってくると思います。
- ・ 基準化したときの審査の部分も含めていかがでしょうか。

(事務局)

- ・ 難しい質問ありがとうございます。適切な仕様基準ができれば審査はできると思います。仕様基準がきちんとつくれるかという話と、仕様基準に適合していないと確認がおりないため、 仮に1mの高さを設けるという基準としたときに、本当は90cmでもサイトラインが確保できているとなった場合などが難しいところと思います。
- ・ サイトラインを確保することがとても大事で、その確保の仕方を基準の中に入れるのか、設計標準に考え方を示して設計者教育をしていくのか。特に大型のスタジアムなどをつくるときには、きちんと障害者当事者の方々の意見を聞くことが極めて大事と思いますし、実際、新国立競技場ではそういったことがなされたということになります。
- ・ 資料2にも記載をさせて頂きましたが、一足飛びに義務基準というのは難しい部分があると 思っております。だからこそ設計標準の中にサイトラインの考え方、あるいは特に大きなス タジアムなどをつくるときに、障害当事者の方々がかなり初期の段階から議論に参加できる ようになる事者参画の考え方などについて、今回基準の見直しを受け設計標準の見直しを行 う中で、まずはしっかりと対応させて頂くということで、順を追って進めていくことを考え ております。
- ・ 先ほどご意見ありました、サイトラインと同伴者席、手すりの高さ、水平垂直分散について も、これらがきちんとできていることが非常に大事だということは事務局でも理解をしてい ます。実際に確認申請の中で確認をするのか、設計者がきちんと設計できるような形で社会 へもっていくのか、現時点ではすぐに義務基準にするというのは、実態がなかなか追いつい ていかない部分があると思いますので、設計標準でということで今回ご回答させて頂きまし た。

(事務局)

・ ご意見どうもありがとうございました。仕様基準で代替というご意見も頂きましたが、建築 基準法関係でよく基準をつくっている立場からの実感を申し上げますと、最低限の基準をつ くるとそれさえ守ればいいのだという人たちも結構出てきてしまいます。サイトラインにつ いては設計上の工夫がかなり必要なものであり、まさに建築士として工夫しなければいけない領域の部分なのではないかと思います。その基準を定めるということについては、ある意味それさえ守ればよいという風潮も出てくる可能性もあると思っています。そういった観点でも、まずは設計の工夫を標準的に定めていくことがよいのではないかと考えております。以上、補足させて頂きます。

(座長)

- ・ 特にスポーツの競技場では、フォーカスポイントはかなり浸透し始めています。
- ・ 先ほどのサイトライン、同伴者席、手すり、垂直水平分散について、現実的に新規の設計の中でどこまで対応可能なのか、数の確保だけでなく、ほかの一般のお客様と同じように観覧できるのかという質的な意味も問われているという点についてご意見をお願いします。

(委員)

- ・本日提示された見直し案について、概ね良いと思って聞いておりました。サイトライン、同伴者席、手すり、垂直水平分散については、劇場としても必要な提言だと思います。この中で1つ大きい問題はサイトラインです。例えば歌舞伎座や閉館した国立劇場のように、古典的なものを上演する劇場は客席のスロープがとても緩いのです。そのため、前に車椅子の方が来ると完全に見えません。車椅子の方も、前の椅子に座った方の頭がひっかかると思います。本日実施している文楽では、恐らく階段席になっていて、人形使いさんの下駄(人形をさばくときの高下駄のようなものをはいている)が見えてしまうのではないかと懸念します。サイトラインは演目やジャンルによってもずいぶん変わるであろうと思います。多目的施設で、この課題をどう工夫するかというところの議論が必要になってきます。
- ・ よい事例としては、小規模なホールですが、客席の上下(左右)のところに客席として横に 2列ずつ壁面に沿ってわりと低いところまで席があり(桟敷席)、その前の方が立ってもサ イトラインを確保できるという事例があります。そのような例はまさに工夫だと思います。
- ・ これを義務化にして、例えば完全にサイトラインを確保するような客席をつくりなさいというと、恐らく90cm以上の段差の客席になると思われますが、そこで歌舞伎が成り立つかということになります。歌舞伎などの古典芸能など様々な形式の客席形状があるかと思いますので、まだまだ議論をしていかないといけない。極端にいえば、そのために客席の段差を変えられる全部「セリ」になっている神奈川県のKAATのような、客席のつくり方にすれば、平土間にもなるし、高い視差にもなるという可能性はあると思います。
- ・ 手すりの高さについて、車椅子席の前の手すりの問題はあると思うのですが、そこ以外の手すりで、例えば2階席の一番最前列にとんとんと来て転んでそのまま落ちるという可能性があります。それを全部人がついてサービスができるのか。私が館長なら、そこには人を開場時間中は全部つけておくことになると思いますが、人件費削減の中でできるのかというと大変難しい。様々な工夫がこれからは必要になると思います。
- ・ 車いす席の分散化について、全てのお客様に座席の選択権があり、有料でチケットを買って 見て頂くのですから、センターで見たいというご希望のこともあるでしょう。車椅子だから ここにいなさいというのは、それは相当な差別だと私は思います。どこまで対応できるか。 これはハードの面もありますが、運用の面も対応できるのではないかと思います。
- ・ 公立の文化施設の場合には、運営者が運用や改修について意見が出せるのかというと、現状

大変難しくなっています。幾つかのよい例もありますが、大体は部局が違うところで設計を 進め、それで出来上がったものを担当部局が受けて、それを指定管理者にこれを使いなさい と言って渡しているというレベルです。文化振興条例を制定されていない自治体の数がとて も多いという資料がありますが、寂しい思いがございます。差別解消法を受けて条例をつく り、それによって、少しでも良くしようと、行政自身が思って頂かないと、どうもこの問題 の根底部分が解決は難しいのではないかと思います。

(委員)

- ・映画館の車椅子席の配置について、非常に見にくい位置もあるのは現実的にはあります。これは非常に申し訳ないことなのですが、過去は設置すればいいと、バリアフリー席を用意すればいいというような感覚があったというのは恐らく事実だと思います。現在は映画館自体もできるならばちょっとでも見やすい位置にと取り組んでいます。ただ、条例や危機的な管理の面から、出入口に近いところに車椅子席を設置しなさいという自治体からの意見を頂き、それに遵守した形で、一番前でも端っこの席に用意することになり、これが非常に見にくいのだと思います。 興行会社は、かなりたくさんの数ありますが、各社競ったような形でより見やすい位置、配置を考えているところです。
- ・データとして、どれだけ実際にバリアフリーの席が使われているのかについて調査しました。 結果、映画館は通常の席でも稼働率は20%~30%しかないのですが、車椅子席の使用は1% に満たないというところもあります。見にくい席なので、それだけ鑑賞者が少ないというこ とも言われるのかもわかりませんが、この問題については、ご意見も頂きつつ、お互いの中 で映画を一緒に見ようとなって、鑑賞者数が増えていけば、事業者としても当然席数も増や したいとなります。そうなれば建築基準に関しても、何らか工夫を凝らしてやっていこうと いう気風にもなります。いろいろな障害をお持ちの方がいらっしゃいますが、映画館として も障害者の方に見て頂きたいということで、取り組んでいますので、何とか鑑賞者数も一緒 に増やし、席数も増やしていければという思いでございます。
- ・義務基準について、先ほどのご意見にもありましたが、義務基準を設けた場合にそれさえ守ればよいという感覚は業者にも出てきます。誘導基準をしっかりと把握した上で、形ばかりのバリアフリーでなく、事業者が本当に納得する心のバリアフリーをこれから増やして、障害者の方が健常者と同じような状況で見て頂くという、心のバリアフリーについても植えつけていかなければならないと考えています。
- ・ただ事業者には経済面について懸念があります。先ほど紹介したデータのように、稼働率が少ないなかで、土日に集中する興行となるので、その際に席数を確保したいという思いもあります。第一段階としてその中でなるべく増やしていけるように改善を求めているところです。また、100席くらいであれば、出入口は一つとなり、勾配を考えるとどうしても一番前となってしまいます。本当に不便な形になって申し訳ないのですが、なるべく端っこでなく、真ん中に席をつくるなど、できる限り見やすい状況をつくるというのが我々の使命だと考えています。

(座長)

・ 現状についてご説明頂きまして、ありがとうございます。日々の大変なご苦労があること、 全ての方が本当に見たい、一緒に鑑賞したいというバリアフリー鑑賞についてのムーブメン トは全国で少しずつ広がっていること、そういったことを認識されていることについて理解 をいたしました。

質問ですが、映画館関係の設計の標準的な仕様というのはあるのでしょうか。

(委員)

・ 団体としての指導はなく、各自治体の建築基準に沿う形で設計しています。映画館の設計を されている方は多くいる訳ではなく限られた方の設計になります。例えば経済的な面で、お 金のかからない形で、中段から入れる設計方法などを共有して頂けるならば、興行会社のほ うに共有をして参考にさせて頂くことはできると思います。設計は個々の会社が実施するこ とになります。

(座長)

・公立の劇場等では、管理者と建設事業者との乖離とは言わないまでも、そこのコミュニケーションのあたりの問題があります。建築設計標準でも利用者の声をいかに、どういうふうに工夫して聞いていくかということがソフト面として、設計者、事業者、同時に運営者側に求められている。それを一体的につなぐというのが、今のバリアフリーの考え方でありますので、そういうことを進めていかなければいけないと思います。様々な施設、公共的な施設に共通だと思いますが、現状での問題とそれぞれの団体が把握している現状について少し理解をさせて頂きました。これは本日参加されている皆さんが共通認識としてお持ち頂ければと思います。

(委員)

・事業者の皆さんの話を聞かせてもらってよく理解できました。サイトラインについてなのですが、これはどういう演目かということによって違うと思います。立つかどうかというところがとても大事で、立たないものであれば、一般の普通の席と同じく前の席の人が立ち上がった状態でのサイトラインの確保はしなくてもいいと思います。例えば映画館について、日本人はほとんど立ちませんので、前の人が立った状態でのサイトラインの確保はしなくてもよいと思います。歌舞伎と文楽、私は見に行ったことがなくてわからないのですが、立ちますか。演目が全部終わってから立つ場合はサイトラインを確保しなくてもよいと思いますが、演目をやっているときに立つもの、例えばコンサートとか、スポーツの場合は途中で立つわけですので、そうすると全く何も見えない。みんなが一番盛り上がっているときに何も見えなくて、本当に寂しい思いをするわけです。何千人という人たちがいる中で、自分たちはのけ者なのだということを感じてしまうとても悲しい瞬間になるのです。立つものなのかどうか。一般的に立たないものであれば、それはサイトライン確保しなくてもいいと思います。

(座長)

・ 固有の施設かどうかということもあると思いますが、今は歌舞伎、ミュージカルも含めて、 いろいろなところで興行していくケースが多くなっていると思います。そういうことについ ても理解を進めながら、共通の「最低」の設置基準をどう設定できるかだと思います。

(事務局)

・ 障害者団体の皆さん、事業者の皆さん、いろんな意見頂きまして、ありがとうございます。 両方の意見、なるほどそうだなと思いながらお伺いし、最後どうやってゴールにたどり着こ うかと悩んでいるところです。今、ここで決めないといけないというわけではないと思いま すが、事務局のほうでもどういった形でやると社会全体が良くなるのか、社会全体が良くなるというのは、我々がつくる制度がきちんと動かせる制度、運用ができる制度ということも 非常に大事だと思いますので、本日のご意見を良く考えながら最終的な結論を出させて頂き たいと思います。様々なご意見、本当にありがとうございます。

(座長)

- ・確認ができているのは、皆さん共通に「他の者との平等」とか公平性の問題、誰もが一緒に 見たい、お友達、同伴者も含めて見たい、楽しみたい。そのための客席であり、劇場であり、 映画館であるということは間違いない。そして現実的な関与をどこまでするのか。設計の工 夫の段階ではまだまだ未完成な部分が多い、発展途上にどれだけ切り込めるかと思います。
- ・ その上で基準と、さらに今後も強化されると思いますが、建築設計標準での講習や研修、設計者教育、技術者教育も含めて、権利条約の勧告の中に入ってきておりますので、そういうことも含めてしっかりと受けとめながら、手順を踏まなければいけないと思います。
- ・ 次年度以降、建築設計標準の中で、当事者参画の強化を図っていくような議論を進めていき たいというお話がありましたので、そういう方向も含めて、設計者の方々に理解をして頂く、 あるいは事業者、施設管理者の皆様にご理解をして頂く。これはトイレでも駐車場でも管理 の問題は非常に重要になってきますので、そういうような方向性を持っていることだけは間 違いありませんので、そういうことを含めて基準に落としていく上での議論をもう少し時間 を頂きながら検討させて頂ければと思います。

(委員)

- ・ 駐車場の基準について、数の多い、少ないを言うつもりはないのですが、2点ほど意見を言わせて頂きます。1つは国交省で作成の「車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」で、幅の広い駐車区画を車椅子使用者等に優先的に使って頂く、通常幅の優先駐車区画を設けていくという方向性を示されています。幅広の駐車区画に加えて、通常幅の優先駐車区画の設置が進めば、高齢者・障害者等が利用できる駐車区画は増えることになるはずです。幅広の車椅子使用者用駐車施設の設置数を増やす議論をするときに、その点も勘案したほうが政策としての整合性がとれるのではないかと感じました。
- ・もう一点は、違う部局の話になるのかもしれないのですが、路外駐車場等における車椅子使用者用駐車施設の設置基準と今回の建築物のバリアフリー基準とでは、従前から基準も異なっていると思います。基準が異なっていることで、混乱することがないように、異なっているということを丁寧に周知して頂ければありがたいです。

(座長)

・ 駐車場ガイドラインの内容について建築設計標準の中に盛り込んでおりますので、さらにそれを周知させていかなければいけないかと思います。また先ほどご意見頂いたように、各自治体の委任条例の制定、改正等が遅れておりますので、そういうことについても少し強化を図っていかなければいけないと思っているところです。ご指摘ありがとうございました。

(事務局)

・ 駐車場ガイドラインは総合政策局バリアフリー政策課で、路外駐車場は都市局街路交通施設 課で中心に進めていると承知しております。バリアフリー政策課とは普段より密に議論をし ており、駐車場ガイドラインと建築設計標準について相互に理解・連携してきており、引き 続き連携をしていきたいと思っています。

・ 路外駐車場について、建築物の駐車場の基準と都市局の路外駐車場の基準とは、もともと別の基準になるのですが、現在我々が駐車場の基準の見直しについて検討していることについて、街路交通施設課とも共有をしております。省全体としてバリアフリーが進むような方向に進めて参りたいと考えております。

(委員)

・ 駐車場の数の件について、先ほどのご意見にあったように、ダブルスペースの問題や駐車場 のカラーリング、例えば全面青色塗装とすることを基準に入れるのは難しいのでしょうか。

(事務局)

・ ご意見、ご質問ありがとうございます。色について基準にすることが難しいかと言われると、 絶対できないということはないかと思います。色を塗ることについては、今も設計標準の中 に示しております。建築基準上は幅の広いものとされており、色が例えば青なのか赤なのか 黄色なのかについては、青がシンボリックな色でわかりやすいということだと思います。ガ イドラインの中で、青、あるいは優先で言うと緑といった形で進めていくのが良いのではな いかと思います。

(委員)

・ 私たちは統一してもらうとよいと考えています。例えば全面青色塗装ブルーの駐車場に統一 されれば、それは車椅子用であると全国的に周知することができると思います。そういう意 味で一本化して頂き、全面を青色ブルーで塗装して頂けるとありがたいと思います。

(座長)

- ・ 全国的に車椅子使用者用駐車場の色の区分がどの程度あるのかなど、最新情報がわかりましたら教えて頂ければと思います。首都圏でも基本的には青がベースになっているというのが 現状見られますので、他県でどうなのか。ダブルスペースについても色の区分をということ もあるかもしれません。
- ・ 色については、トイレも含めて議論がほとんどないのですが、ここまで進んで来たということだと思います。共通の車椅子使用者用トイレはグリーンであるとか、そういうこともあるかもしれません。この辺りは次年度以降の宿題として、建築設計標準なども議論しながら進められればと思います。

(委員)

- ・提示頂いた基準の見直し案は、率直に言って、実は大変野心的で国際的に見ても大変ジャンプアップした基準の設定という印象を受けました。国際的な基準の横並びで見たときに、義務基準はトイレが1つだけみたいなことがグローバルスタンダードになっていたというご報告を頂いて、それに比べると、誘導基準が便所の箇所数があるところに1個というのは、世界のトップクラスを行っている基準の設定ではないか、という印象を受けています。
- ・もう1点は、現状調査のデータとして、資料通しP12、トイレの義務基準の適合率について、10,000㎡以下のものが76.9%適合していて、10,000㎡を超えるものが44.0%の適合率となっています。先ほど大きなフロアの場合にトイレが足りないではないか、使いにくいのではないかというご指摘があり、それはごもっともだと思います。この規模の違いによって適合率が違うということについて、もう少し丁寧に見ていく必要があると思いました。単純に面積

に対する個数というよりも、大規模施設になったときの課題感というのがあるのだと思うのです。44%適合という大規模になったときに箇所数を稼げない理由を共有できると、納得感とか課題が見えてくるのではないかと思います。先ほど、実際の商業施設等の平面図をご紹介頂きましたが、あのように提示頂けるとリアルに状況を認識しやすくなると思います。大規模な場合の44%適合の課題感をもう少し具体的に共有できると、合意形成がとりやすいのではないか、そういう印象を受けた次第です。

(座長)

・設計者のお立場でのご発言頂きました。ありがとうございます。個人的には44%は高い数字と感じています。もちろん60%以上の方がよいのですが、10,000㎡を超えていても、4割以上は達成されているということは、近年のものはかなり整備が進んでいるのではないかと感じております。それを公平性のもとでしっかりとフォローアップしていかなければいけないと思います。

(委員)

- ・ バリアフリートイレについて、最後もう一度発言させてください。一般のトイレの数に対して車椅子のバリアフリートイレの数をどうするかという考え方が一番理にかなっていると思いました。建物に関しては、ホテルであれば、客室のあるフロアはトイレなくてもいいわけですから一概には言えませんが、商業施設など用途によってそれは変わってきます。繰り返しになりますが、一般のトイレが幾つあるか、それに対してどうするかという考え方が大切だと思いますので、是非調べて頂いて、次に議論させて頂きたいと思います。
- ・ その上で、最終的にどうするかということを決めて頂きたいと思います。今回提示された案 の1,000㎡か便所のある階の数のどちらか低いほうというのは、現状の課題を改善できないの ではないかと思っています。どうぞよろしくお願いします。

(座長)

- ・ これまでの研究や現在の様々な基準の中でも、一般トイレと車椅子使用者用トイレの割合を 示したものは私が知っているところではありません。設計の参考書として出しているところ もないと認識しています。可能であれば、事務局のほうで、ここ数年の割合が示せるかどう か、正確のものが出るかどうかわかりませんが、少し作業をして頂ければと思います。
- ・ 誘導基準の中での箇所数の理解の仕方、判断の仕方、判断根拠をどうするかということも重要な部分と思います。これも大きく設計の進め方を変えていくことになりますので、そういう点では誘導基準とはいえ、先ほどのご意見にあったように我が国のバリアフリーの水準を高める非常に重要な要素になっていくと認識しています。
- ・ そろそろ時間となりました。全員の方にご発言頂かなくて大変恐縮なのですが、追加意見な どを皆様方から頂きなから、事務局とも協議をしつつ、今後の作業を進めて頂ければと思っ ております。ありがとうございました。

(事務局)

・最後に参考資料3のご紹介をさせて頂きます。11月9日に参議院の国土交通委員会で、木村 英子先生から客席に関するご質問がございました。その中で、住宅局長と最後は国土交通大 臣の斉藤大臣のほうからもやりとりをさせて頂いております。内容の逐一の説明というより は、客席についても国会の場でも議論になっているということです。今回、客席の基準につ いては見直しをさせて頂き、その上で次年度以降になるかと思いますが、設計標準の中での 客席についていろいろ検討を進めていくということになりますので、こういった議論が国会 の場でも行われているということを皆さんと共有をさせて頂きたいと思います。この国会で の議論なども踏まえて、次年度設計標準にどのように記載していくのかということも考えて いきたいと思います。

(座長)

- ・ 是非この参考資料 3 についてもお目通し頂ければと思います。先ほどより私たちが議論をしている部分とも非常に重なってくる部分かと思います。ご紹介ありがとうございました。
- ・ それでは、私のほうの議事の運営については、これで終了させて頂きます。皆様、どうもありがとうございました。

3. その他

- ▶ 追加意見提出様式について事務局より説明
- ▶ 提出締め切りは12月22日(金)

4. 閉会

以上